

## 札幌市行政評価委員会設置要綱

平成 17 年 2 月 16 日市役所改革推進室長決裁  
(平成 22 年 3 月 31 日一部改正)

## (目的)

第 1 条 札幌市行政評価制度において、評価の客観性及び信頼性を確保するために、行政外部の専門家及び市民の視点で評価を行うことを目的として札幌市行政評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第 2 条 評価委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 行政外部の専門家及び市民の視点での評価
- (2) 前号の評価を行う対象の選定
- (3) 行政評価制度に関する協議
- (4) その他市長が評価委員会において行うことを必要と認めた事項

## (組織)

第 3 条 評価委員会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

## (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

## (委員長及び副委員長)

第 5 条 評価委員会に委員長及び副委員長を各 1 人置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、評価委員会の会議の議長となり、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 6 条 評価委員会は、必要のつど委員長が招集する。

- 2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

## (会議の公開)

第 7 条 評価委員会の会議は、公開する。ただし、評価委員会において公開を相当でないと認める場合は、この限りでない。

## (調査等)

第 8 条 評価委員会は、必要があると認めるときは、委員に必要な調査等を行わせることができる。

## (庶務)

第 9 条 評価委員会の庶務は、市長政策室において行う。

## (その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営について必要な事項は、委員長が評価委員会に諮って定める。

## 附則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平 21 年 3 月 31 日）

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平 22 年 3 月 31 日）

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。